伊藤博文と明治憲法

憲法制定におけるドイツ人の寄与―

格化することになった。それまでに、すでに五十年の年月 「スタイン、グナイストと伊藤博文」が憲法取調の日程を 整理することで、ここにようやく明治憲法制定の研究が本 からのことであった。さらに二十年ののち、吉野作造の てその日程を明らかにしたのは、それから三十年も経って 末松謙澄が「伊藤公の欧洲における憲法取調顛末」を書い に派遣されたことは、今日ではよく知られている。 西洋流の近代憲法を調査すべく、伊藤博文がヨーロッパ 女婿の

> といい、指導教授の顔ぶれといい、前代未聞の出来事であ よって開始された。 る。明治憲法の制定作業は、「伊藤博文の憲法修業」に て贅沢な留学であった。留学者の地位といい、留学の期間 ツ人の碩学から憲法学の個人教授を受けるという、きわめ ことだ。しかもその実態は単なる視察旅行ではなく、 ドイ

だ。彼らはいずれもドイツの憲法学を教えたのであり、ま ストリアの憲法を調査したけれども、それは単なる参考資 が留学の目的であった。 た伊藤においても、 セに師事し、ウィーンではシュタイン(スタイン)に学ん 時間を費やしている。ベルリンではグナイストおよびモッ は、ベルリンおよびウィーンにおける個人授業に大部分の 憲法取調のため、ということになっている。だがその実態 末松謙澄によれば、 当初よりドイツの憲法学を修めること 伊藤博文の派遣は「欧洲」における 彼の随員たちは、ベルギーやオー

明治十五(一八八二)年三月十四日、

同じく横浜に帰帆し

伊藤博文が憲法取調の勅命を受けて横浜を出帆したのは

たのは翌明治十六年八月三日のことである。すなわち、

質的な最高権力者が、

一年近くも故国を留守にしたという

32

堅

 \mathbb{H}

もあったし、詳細については不明な点も残るが、グナイス 四日から翌年の二月九日までおこなわれた。その間に中断 講義は、同年の五月二十五日から七月末までと、十一月十 治十五年の五月二十七日から七月二十九日まで、モッセの はやがて日本政府に招聘されて、憲法等の制定作業に携わ 著名教授であり、ドイツ帝国宰相ビスマルクの信任も厚 義を聴いていたことになる。グナイストはベルリン大学の 進度で同時並行的におこなわれた。結局、ほとんど毎日講 にわたっている。 トの講義はおよそ二か月、モッセの講義は三か月半の期間 ることになる。吉野作造によれば、グナイストの講義は明 かった。またモッセはグナイストの高弟であった。モッセ ヤ (Albert Mosse) ルリンにおけるグナイスト (Rudolf von Gneist) とモッ の憲法講義は、それぞれ隔日週三回の

タインの講義は明治十五年の九月十八日から十月二十一日 ン大学を代表する碩学である。 ウィーンにおけるシュタイン (Lorenz von Stein) 週三回ずつおこなわれた。シュタインも当時のウィー 約一か月の講義である。 やはり吉野によれば、シュ の講義

好退蔵らが随行したが、講義に際しては筆記役として伊東 伊藤博文には秘書官の伊東巳代治のほかに、 河島醇や三

> えなかった。彼らドイツ人による講義内容は、もっぱら伊 だけが同席した。グナイストとモッセはドイツ語で講義 シュタインの場合には英語で講義したから、通訳の必要さ たので、ドイツ公使の青木周蔵が通訳として同席している。

東巳代治が筆記した。

上ヨリ大体ノ事ヲ可申」とあったからである。 その冒頭に、「モツセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上自分実際 書が含まれていた。なぜそのように推定できるかといえば 哲夢物語』の中に、このグナイスト講義筆記録と覚しき文 ところが、大正十(一九二一)年に吉野作造が発見した『西 の伊東巳代治の手元にも残されていなかったようである。 スト講義の筆記録は存在しないことになっている。筆記者 最も重要なものだったはずだが、どういうわけか、グナイ 正統的学説たる性格からしても、グナイストの講義こそが 日程からみても、またドイツ帝国なりプロイセン王

すなわち、「モツセ」(モッセ)と並行して憲法を講じた こない、「モツセ」には補充的な講義をさせるとある以上 的なことを述べる、とある。「自分」が基本的な講義をお しかも、詳細は「モツセ」が論じるので、「自分」は基本 分」なるドイツ人がおこなった憲法講義の筆記録である 「自分」なる人物は「モツセ」の上司ということになる 一西哲夢物語』所収のこの文書は、日本人に対して「自 33

記録に相違ない。吉野作造がそのように推測したのも、し巳代治ということになる。これこそ、グナイスト講義の筆は伊藤博文であり、通訳された日本文を記録したのは伊東らない。だとすれば、彼らから憲法講義を受けた日本人と「自分」とは、彼の指導教授であったグナイストにほかな

ごく当然のことであった。

て(4) 全 集 原 とになる。 ウィーンに赴き、そこで今度はシュタインの講義を聴くこ モッセの講義を聴いた伊藤博文は、夏期休暇を利用 ことについて、その可能性を確認するに留めておきたい。 で始まる「普魯西憲法」、③「原規」で始まる「日本憲法 に宛てた書簡は、 スト氏講義」が伊藤博文が聴いた憲法講義の筆記録である 話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」は、吉野が『明治文化 全百四十一頁の冊子本であった。なお、「グナイスト氏談 原規」の三種類の文書を綴じ合わせて桃色の表紙を付けた、 十月以降に頒布した秘密出版物である。この出版物は、 西哲夢物語」で始まる「グナイスト氏談話」、②「王国 『西哲夢物語』は、自由民権派が明治二十(一八八七) 藤博文の憲法修業に戻る。 原本にはないものである。ただしここでは、「グナイ に収録するに際してあとから付け加えた標題であ その間の八月十一日付でウィー 当時の伊藤の心情を率直に吐露したもの ベルリンでグナイストと ンから岩倉具視 して 年

楽居候事に御座候。(5)

存候て、心私に死処を得るの心地仕候。

招来に向て相

るの時機に於て、其効験を現はすの大切なる要具と奉

いし、もとより、アメリカやフランスにみられる共和制でいと会見はしたものの、まだ彼の講義は受けていない。したがって、文面に漲る伊藤博文の自信は、「グナイストから養から得たものである。伊藤はすでに、グナイストから養から得たものである。伊藤はすでに、グナイストからで国家組織の大体」つまり憲法の基本について学んでいた。それは要するに立憲君主制の原理であるが、さらにいえばそれは要するに立憲君主制の原理であるが、さらにいえばそれは要するに立憲君主制の原理であるが、この時点ではシュタイカと、イギリスのような議会主義にもとづく君主制ではないし、もとより、アメリカやフランスにみられる共和制でいし、もとより、アメリカやフランスにみられる共和制でいし、もとより、アメリカやフランスにみられる共和制でいし、もとより、アメリカやフランスにみられる共和制でいし、もとより、アメリカやフランスにみられる共和制でいたが、この時点ではある。

る。中に、天皇大権と立憲制との近代的調和を確認したのであ中に、天皇大権と立憲制との近代的調和を確認したのであもない。伊藤は、ドイツ帝国の実態とグナイストの講説の

付けについては、いまだ確信がもてないままに、憲法取調 植木枝盛らはフランスにならった憲法案を作成した。 ギリス流の私擬憲法案を公表しており、 は明らかである。同じ十四年には福沢諭吉系の交詢社がイ 学協会の設立等の同年中の一連の流れをみれば、すでに渡 針をめぐる政府内部の対立を直接のきっかけとして、 の勅命を受けたのであった。 の範とすべきだと考えたとしても、しかしその理論的な裏 からすれば、フランスやイギリスではなくドイツこそ憲法 の連携を警戒していた。また同年には自由党も結成され、 欧以前に、 重信らの放逐、 の延長線上にあった。 伊藤博文がドイツ型の憲法を模索していたこと 藤 井上毅によるドイツ学奨励策の進言、 の訪欧 国会開設の時期および憲法制定の方 は、 明治十四(一八八一) 伊藤は大隈と福沢 年の 伊藤 政 変

反政府運動に反論しうる理論的な武器を獲得したのである。イストの講義を聴くことでドイツ型の憲法思想を身に付け、露として文字どおりに理解することができる。伊藤はグナという穏やかならざる告白も、伊藤博文の率直な心情の吐という穏やかならざる告白も、伊藤博文の率直な心情の吐

簡を書いた時点では、まだシュタインの講義は始まっていいっなインの影響を大きく評価する向きもあるが、この書シュタインの日本招聘を図ったことなどを根拠にして、シュタインの日本招聘を図ったことなどを根拠にして、 伊藤博文のこの自信は、書簡の日付からみてシュタイン

なかった。

とはいえ、シュタインの影響を過小に評価するつもりはとはいえ、シュタインの影響を過小に評価するつもりはない。伊藤博文にとって、グナイストとシュタインは同格のドイツ憲法学者であった。実際にシュタインに会う前から、伊藤はシュタインの学説をある程度把握していた。そら、伊藤はシュタインの学説をある程度把握していた。そら、伊藤はシュタインの学説をある程度把握していた。そら、伊藤はシュタインとまたグナイストと同様に「守いて会見して、シュタインもまたグナイストと同様に「守いて会見して、シュタインの影響を過小に評価するつもりはとはいえ、シュタインの影響を過小に評価するつもりはとはいえ、シュタインの影響を過小に評価するつもりはとはいえ、シュタインの影響を過小に評価するつもりはとはいえ、シュタインの影響を過小に評価するつもりはとはいえ、

より、政府百般の組織、地方自治の限界等に至る迄、すを得、外一法師と共に、一週間三回宛独逸国の憲法憲法学師グナイストに就て、一週間三回宛の談話を為着欧以来、僅々二ケ月半に御座候へ共、独逸にて有名

法学上 維納府に滞在、 インに一面識仕候而も、 学者仲間の尤賞讃する所の人物に御座候。 氏は、当今の大学者にして、 論を聞き可申心得に御座候。 追て諸公の瀏覧にも可供心得に御座候。今暫くの間 の国体及び其国の学師等の主題とする所を分前して、 其主説は守旧に傾斜せる者と被察申候。 の順序に依り、 当国の大学師スタインに就て同氏の議 講窮仕、 既に其説く所、英仏独三ケ国 勿論其著述頗浩瀚、 グナイスト、 大要不残筆記仕候故 而して両氏 スタイン両 昨日スタ 各国 は

伊藤博文は、 以て小生の感格を興起せしめ申候。(6) 一回会っただけでシュタインの比較法的な

の基礎的な学識を自分のものにしていたのである。 藤は、すでにグナイストと「一法師」を介して、これだけ 立脚点を見抜いている。ベルリンからウィーンに赴いた伊

ロェスラーの「発見」

だがグナイストとは別に週三日の憲法講義を受ける中で伊 シュタインに比べて、それだけ無名であったということだ。 藤博文はモッセを気に入り、 師」と記されたのは、モッセのことである。グナイストや 明治十五(一八八二)年八月九日付の伊藤書簡で「一法 モッセは、 明治十九(一八八六)年から三年間、 彼を日本に招聘することにし 政府

> ても、 とづくものであった。あるいは、もっと積極的な意図が働 じたのは、彼がユダヤ人であるため、ドイツ本国での栄達 いていたのかもしれない。それは、 を望めなかったということもあるだろう。だがそうだとし グナイストの高弟であったモッセが日本からの招聘に 彼の日本行きはグナイストやビスマルクの了承にも もう一人のお雇 いよ

て日本政府に雇用されたからである。 を公布するにおよび、ロェスラーは、 者と目されていたところ、ビスマルクが社会主義者鎮圧法 質的には政治亡命であった。というのも、 ドイツ本国で大学教授の職にあったのだが、 十五年の長きにわたって法律顧問を務めた。 Roesler)は、すでに明治十一(一八七八)年に来日しており もう一人のお雇いドイツ人がいた。ロェスラー あえて故国と訣別 かねて社会主義 彼の来日は ロェスラー (Hermann

随員の中に、 敵する憲法学者がすでに雇用されていたのである。 なっていたとき、日本にはグナイストやシュタインにも匹 すなわち、 伊藤博文一行がヨーロッパで憲法調査をおこ 伊東巳代治がいたことは前に述べた。 ところ 伊藤

ツ人を牽制するという意図である。

実はモッセよりも以前から、日本にはロェスラーという、

よれば、伊藤は井上を連れて行くつもりであったが、岩倉かったことは、やや奇異な感がする。金子堅太郎の回顧に最も有能な法制官僚であった井上毅が随員に加えられな治は伊藤博文の秘書官であったから随行は当然としても、が、井上毅は伊藤には随行せず日本に留まった。伊東巳代が、井上毅は伊藤には随行せず日本に留まった。伊東巳代

業を受けていたのであり、法制官僚としての日常業務をつただし、井上毅自身が渡欧を望んだか否かはわからない。ただし、井上毅自身が渡欧を望んだか否かはわからない。要はなかった。ヨハネス・ジーメスの卓抜な表現によれば、要はなかった。ヨハネス・ジーメスの卓抜な表現によれば、要はなかった。ヨハネス・ジーメスの卓抜な表現によれば、要はなかった。ヨハネス・ジーメスの卓抜な表現によれば、要はなかった。ヨハネス・ジーメスの卓抜な表現によれば、としてまとめていた。井上毅は国制や行政に関わるを開が生じるたびにロェスラーに諮問し、その答申を「答疑問が生じるたびにロェスラーに諮問し、その答申を「答案を受けていたのであり、法制官僚としての日常業務をつれば、井上毅自身が渡欧を望んだか否がはわからない。

た。吉野が発見した答議は、憲法に関するもので全部で十スラー(ルスレル)の答申を日本語に翻訳したものであっ井上毅自筆の書き入れがあった。井上の諮問に対するロェと題する文書を入手した。そこには「一見必返却井上」と正十五(一九二六)年頃、古書展覧会で『ルスレル氏答議』の功績にはじめて着目したのも吉野作造である。吉野は大の功績にはじめて着目したのも吉野作造である。吉野は大口エスラーの存在は一般には知られていなかったが、そロェスラーの存在は一般には知られていなかったが、そ

うじて、いわば内地留学をしていたのである。

取調のため訪欧するに先立って、独自に憲法を研究してい取調のため訪欧するに先立って、独自に憲法を研究していまでの日付が記されてあった。井上毅は、伊藤博文が憲法三篇あり、明治十四(一八八一)年六月から同十五年三月

九二八)年から翌四年にかけてのことである。明治憲法の「憲政篇」と第二十二巻「雑史篇」に収録した。昭和三(二『西哲夢物語』と『レスレル氏答議』を、それぞれ第四巻化全集』全二十四巻の刊行であるが、彼自身が発見した明治文化研究会を立ち上げた。その最大の業績は『明治文明治文化研究会を立ち上げた。その最大の業績は『明治文明治文化研究会を立ち上げた。その最大の業績は『明治文書野作造の憲法制定史研究について、簡単に整理してお

手として有名だが、研究者としての業績はむしろ明治文化よって始められた。吉野作造は大正デモクラシー運動の旗制定史研究は、明治文化研究会活動の一環として、吉野に

研究にこそ求められる。

ところが、吉野は東京朝日新聞と『改造』に寄稿した直後、モッセとロェスラーの寄与について、研究の端緒を開いた。ける四人のドイツ人、つまりグナイストとシュタイン、に掲載した。このことによって、明治憲法の制定過程におグナイストと伊藤博文」を翌昭和八年二月刊の『改造』誌グナイストと伊藤博文」を翌昭和八年二月刊の『改造』誌がまるが、吉野作造は、『ルスレル氏答議』について昭和七(一九吉野作造は、『ルスレル氏答議』について昭和七(一九吉野作造は、『ルスレル氏答議』について昭和七(一九

まで、未だ充分には検証されていない。

ような手紙を書いている。 年八月二十七日付で、ウィーンから山田顕義に宛てて次の伊藤博文の憲法修業に戻る。伊藤は明治十五(一八八二)

治に反対家なり。 、....(10) は自由に傾斜せることを往々発見せり。此人孛国 邦国組織学の真理と合せざる者なり。 雖も、是れ千八百五十一年頃の形勢より来る者にして、 字国の憲法の箇条上文の意と齟齬する者往々之ありと 明瞭完全するに在り。此権の完全ならざる者は、其名 君権を分割するに非ず、君主は憲法の上に在りと云。 君主国と雖、協和主義を混同する者にして、理に悖る ことなし。独逸学者の主とする所は、君主国は君権を 君国なり。 権を掌握す。之を称してパーリアメンタルガブルメン 英仏にて政党の国会に於て多数を占めたる者の領袖政 こと少からずと為せり。故に憲法を立て国会を開くも、 トと云。独逸は決して如斯者にては無之、純然たる立 国会の衆寡に依り、 政府の根軸を動揺する ロエスレルの説 の政

ン王国のことであるが、伊藤博文は、「ロエスレル」(ロェとくに最後の一文に着目したい。「孛国」とはプロイセ

らされたか、グナイストまたはモッセから学んだか、伊藤としない。だが可能性としては三つある。ビスマルクに知「発見」した。それが具体的にどの時点であったかは判然的であり、要するに純然たる君権主義者ではないことをいである。文面からすれば、伊藤は訪欧してはじめて、ロェスラー)は反プロイセン的な人物である、と述べているのスラー)は反プロイセン的な人物である、と述べているの

た。ビスマルクがこのときの苦い経験を、折しも訪独した カトリックになるということは、 そのうえで日本政府に雇用されたのである。社会主義者が あったロェスラーは、まさに社会主義者鎮圧法公布の翌日 ろが、当時プロテスタント系のロシュトック大学教授で 二十一日公布の「社会主義者鎮圧法」に代表される。とこ 化闘争」と総称されるカトリック弾圧と、一八七八年十月 なかった。帝国宰相ビスマルクの社会秩序維持策は、 ビスマルクからみればロェスラーは社会主義者にほかなら ねがね「社会君主制」(soziales Königtum)論を唱えており ラーの来日は一種の政治的亡命であった。ロェスラー もありそうな話である。すでに言及したように、ロェス このうち、ビスマルクに直接知らされた、というの わざわざカトリックに改宗してロシュトックを辞し、 あからさまな挑戦であ が最 自身で発見したか、の三つの可能性である。

用に際しては、当時も苦言が呈されていた。ロェスラーの 伊藤博文に伝えなかったとは考えられない。 たとすれば、伊藤の衝撃は大きかったはずである。 思想的傾向について、ビスマルクからあらためて知らされ ロェスラー 雇

れども、グナイストとモッセは、彼らの立場上、ロェス こうした考え方そのものは、ヘーゲル以来のドイツ国家学 社会的対立の調停者として君主主権を積極的に位置づける 語ったのかもしれない。 ラーの反プロイセン的な思想を反君主主義として誇大に イストやモッセにおいても共有されていたはずである。け の伝統であり、君主機関説と呼んでもいいが、それはグナ 主権の確立と制約という両面性をもっている。要するに、 メント」たる議院内閣制を標榜するものではないが、君主 ロェスラーの社会君主制論は、「パーリアメンタルガブル スラーの憲法学説が批判的に紹介されたのかもしれない。 一方で、それをあくまでも憲法の枠内に留めようとする。 あるいは、グナイストかモッセの憲法講義の中で、ロ

された。

によってプロイセン憲法の無効が宣言された事件を指すと にある「千八百五十一年頃の形勢」とは、ドイツ連邦議会 そ日本の憲法にふさわしいと考えたのかもしれない。文中 ン憲法と「齟齬」するところはあっても、君主絶対主義こ さらに、伊藤博文自身が、たとえ一八五〇年のプロ イセ

口

井上毅によって翻訳され、のちに『西哲夢物語』にも収録 含むことになる。なお、一八五〇年のプロイセン憲法は 彼が故国日本で井上毅の傍らにいることは、重大な問題を 憲法制定に臨みたかったということだろうか。であるなら り、「君主は憲法の上に在り」との建前を踏まえたうえで 思われる。ともかく、伊藤にとっても立憲君主制 権と民権あるいは政府と議会の調整こそ最大の課題であ お雇いのロェスラーが反君主主義者であるとすれば における

もしれないことに、伊藤博文はようやく気がついた。 務卿の山田に対して、ロェスラーの身辺調査を秘かに促し 書かれている。あわてて付け加えたかのようでもあり、 への手紙では、「ロエスレルの説は」以下の文章は細字で スラーの発見というのは、そういう意味である。 いなかったロェスラーが、実は反君主主義的な危険人物か 「発見」したのである。便利な事務屋くらいにしか思って いずれにせよ、伊藤博文はドイツの地で、ロェスラーを 山田

それは伊藤博文が名実ともに最高権力者になったことを意 伊藤博文は、今や日本随一の憲法通となって帰国の途に 13 た。日本を目前にして岩倉具視の死を知ることになるが

実の危険を感じなかったのかもしれない。また身辺調査を 主制論にも動じないほどの、 でにさらに大きなものになっており、ロェスラーの社会君 かもしれない。だがそれよりも、 は距離を置いていたから、 したとしても、 ロェスラーは日本におけるドイツ人社会と やはり危険性を感じなかったの 大政治家に成長していたとい 伊藤博文の自信は帰国ま

うことだろう。

彼の講義が始まっていない時点で書かれた。伊藤博文は実 合は国家有機体説にもとづくもので、君主を国家の第一の 君主制論は彼の社会行政学に由来するが、シュタインの場 また社会君主制論であることを知った。ロェスラーの社会 際にシュタインの講義を聴いてみて、シュタインの学説も 「器官」とする君主機関説と結びついている。伊藤はシュ 山田顕義宛の書簡は、 シュタインと会見はしたが、まだ

にあった。

タインの憲法講義を聴くにおよんで、社会君主制論がそれ

天皇制から天皇機関説まで、 だとすれば、 うした広い度量をもって、帰国後の憲法制定作業に備えた。 日本の実情に照らして柔軟に対処すればいい。絶対主義的 応用である。君主主義の枠組みさえ確保できれば、 ほど特異な憲法理論ではないことも学んだのであろう。 グナイストとモッセの君主主権論がドイツ憲法学の基本 シュタインとロェスラーの社会君主論はその 伊藤博文の立憲君主主義はこ あとは

玉

『西哲夢物語』 事件

味した。

対派の妨害を避けるために、 藤の起草方針は、憲法の権威を高めるために、あるいは反 を整えたうえで、 みずから初代の内閣総理大臣に就任するなど、 憲法修業から帰国した伊藤博文は、 いよいよ憲法制定の作業に着手した。 徹底した密行主義を採ること 内閣制度を創設して 内政的基盤

馨は三河万歳、 日本側の参加者はいつもとは違って、一様に和風または 日のファンシーボールは異彩を放っていた。というのも、 鹿鳴館で西洋式の舞踏会を主催していた。ところが、この くない。伊藤の盟友井上馨は欧化政策のもと、新築なった る。鹿鳴館時代の只中であるから、舞踏会そのものは珍し した。「ファンシーボール」とは、仮装舞踏会のことであ であるが、伊藤博文は首相官邸でファンシーボールを開 [風の仮装姿で参集していたからである。 たとえば、明治二十(一八八七)年の四月二十日のこと 内務大臣の山県有朋は奇兵隊、 外 務大臣の井 司法大臣山

具合である。 (1) 具合である。

山県や大山のいでたちは仮装というよりは若い頃の姿には県や大山のいでたちは仮装というよりは接夷戦争当時のを指示したうとしたのかもしれないが、かえって西洋の婦人連の喝采をも、総理大臣の伊藤博文だけは、和装ではなくヴェニスとも、総理大臣の伊藤博文だけは、和装ではなくヴェニスとも、総理大臣の伊藤博文だけは、和装ではなくヴェニスとも、総理大臣の伊藤博文だけは、和装ではなくヴェニスとも、総理大臣の伊藤博文だけは、和装ではなくが、もの大臣たちは仮装というよりは若い頃の姿には県や大山のいでたちは仮装というよりは若い頃の姿には県や大山のいでたちは仮装というよりは若い頃の姿には県や大山のいでたちは仮装というよりは著の場合にある。

では、 では、 では、 では、 でいうのが本当の理由である。さらにロェスラーも参加したが、 というのが本当の理由である。さらにロェスラーも参加したが、 というのが本当の理由である。さらにロェスラーも参加したが、 というのが本当の理由である。さらにロェスラーも参加したが、 なっていた。 というが、 その不参加の理由は彼らとは決定的に異 なっていた。 のではあるまい、 のではあるまい、 ではあるまい、 ではあるまい、 ではあるまい、 ではあるまい、 ではあるまい、 でいたの頃、 ではあるまい、 でいたの頃、 ではあるまい、 ではあるまい、 でいたの頃、 ではあるまい、 ではあるまい、 でいたの頃、 ではあるまい、 でいたが、 でいが、 でいたが、 でいが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいなが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、 でいなが、 でいたが、 でいたが、 でいたが、

十年四月三十日のことである。伊藤博文が仮装舞踏会を催ロェスラーが憲法草案を井上毅に提出したのは、明治二

れた、実質的には第一草案たる性格を有していた。 作成するはずもなく、伊藤博文の要請にもとづいて起草さあって公的な草案ではないけれども、ロェスラーが勝手にと題するこの憲法草案は、厳密にはロェスラーの私案でと題するこの憲法草案は、厳密にはロェスラーの私案でしてから、わずか十日後のことだ。正式には「日本帝国憲してから、わずか十日後のことだ。正式には「日本帝国憲

伊藤博文は、仮装舞踏会を開催する一方で、憲法起草の伊藤博文は、仮装舞踏会を開催する一方で、憲法起草の伊藤博文は、仮装舞踏会が政府内外の目を逸らす偽装工作だったとまではいわないが、結果としてそのは、伊東巳代治、金子堅太郎、井上毅の三名のみであっのは、伊東巳代治、金子堅太郎、井上毅の三名のみであった。彼ら、少なくとも伊東巳代治の鞄の中には、まちがいた。彼ら、少なくとも伊東巳代治の鞄の中には、まちがいた。彼ら、少なくとも伊東巳代治の鞄の中には、まちがいた。彼ら、少なくとも伊東巳代治の鞄の中には、まちがいる。

通った。いくらお忍びとはいえ、伊藤の夏島行きそのものに宿泊した。また井上毅は、やはり近くの旅館野島館からなった別荘から船で通い、伊東巳代治と金子堅太郎は東屋う割烹旅館でおこなわれた。伊藤博文は近くの夏島に新築地である。憲法草案の逐条的な検討は、この地の東屋とい地である。憲法草案の逐条的な検討は、高に面した風光明媚な金沢八景で知られる相州金沢は、海に面した風光明媚な金沢八景で知られる相州金沢は、海に面した風光明媚な

であって、伊藤が伊東や金子と憲法を起草していたことにたが、そこに描かれているのは伊藤博文と二人の芸者の姿カンス/田舎の楽しみ――夏島」と題した風刺漫画を載せ主宰する『トバエ』紙(明治二十年九月十五日刊)に「ヴァ主宰する『よバエ』紙(明治二十年九月十五日刊)に「ヴァは秘密にできなかった。中江兆民と親しかったビゴーは、

の回顧である。 に引用するのは、この事件をあっさりと認めた金子堅太郎に引用するのは、この事件をあっさりと認めた金子堅太郎ところが、八月六日の夜、東屋に泥棒が侵入した。以下 はまったく気づいていない。

であ して憲法草案は漸く明治二十一年三月下旬脱稿したの 藤公に食つてかゝり、随分公を困らしたものだ。 りかゝり、 憲法草案は近所の畑の中に捨てゝあつた。それから更 と見えカバンの中に入れてあつた百円を盗んだだけで、 るといふので大騒ぎとなつたが、泥棒は金の方が入用 バンが盗まれてしまつた。中に憲法の草案が入つてゐ つた。するとある夜、 起草することになり、 そこでこの煩はしさを避けるために相州金沢の東屋で に夏島に移り、 日曜日になると三人はいつも議論をして伊 憲法その他の付属法案の調査起草にと 三人は伊藤公とともに東屋に映 東屋に泥棒が入つて伊東君のカ

て民間に流布した、という事実である

伊東巳代治の枕元から盗み出された「憲法の草案」とは、

ったところ、

これをまとめて印刷するときにわざと外

この盗難騒ぎの二か月後、 からない。けれども一つだけ確実なことがある。 意図的に草案を誰かに漏洩した可能性さえある。 たのか盗まれなかったのか。 まれなかった、との証言である。いったい、草案は盗まれ は信じがたい。にもかかわらず、 の警備もあったはずだから、 われている旅館である。秘密裏の作業とはいえ、それ 閣総理大臣が頻繁に出入りし、そこで憲法の起草がおこな は盗まれなかった、ということになっている。 口 ったん盗まれたが、近所の大豆畑で見つかったので結 工 スラー草案であった。 ロェスラー草案が秘密出版され 金子の証言によれば、 盗難事件そのものがにわかに あるいは盗難にかこつけて 盗難はあったが草案は盗 かりにも内 真相はわ

書なのかも容易にはわからない。本来はそれなりの標題が版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③版物は、①「グナイスト氏談話」、②「普魯西憲法」、③

たのであろう。 むろん、出所をわからなくするためである。

のである。このことを、反政府勢力、たとえば民権派が事 聴き、一八五〇年のプロイセン憲法を参照して、今まさに を別々に入手し、これを並べて右のような物語を構成する 由党解党後の当時の民権派の力量からすれば、三つの文書 図的に漏洩させたとするほうが自然なのかもしれない。自 前に察知していたとするよりは、むしろ伊藤博文の側で意 に進行中の出来事とぴったり符合する。実に見事な構成な 日本憲法を起草中である、という明治二十(一八八七)年 すなわちそれは、伊藤博文がグナイストとモッセの講義を 始まる日本国憲法を起草した、という物語を暗示している。 より格上の「自分」と称するドイツ人のもとで憲法講義を 『西哲夢物語』は、全体として、①日本の大官がモッセ ②プロイセン王国憲法を参照しつつ、③「原規」で

とより、それは伊藤博文の指示によるものであったろう。 伊東がまとめて盗ませたとすれば、 ら、こうした書類が揃っていなかったはずがない。これを たはずである。憲法起草のために滞在しているのであるか らず、グナイスト講義筆記録もプロイセン憲法も入ってい である。伊東巳代治の鞄の中には、 そこで想起されるのが、東屋における不可解な盗難事件 ロェスラー草案のみな 応の辻褄は合う。

> たであろう泥棒たちの手間賃であった、と考えたい。 鞄に入っていた「百円」は、これらの書類を大急ぎで写し の総称であって、これが『西哲夢物語』の原稿になった。 盗まれたが返ってきた「憲法の草案」とは、三種類の文書

概略のみを紹介する。 ようなものであった。ドイツ語原文と日本語訳文があるがようなものであった。ドイツ語原文と日本語訳文があるが 法原規」 側に残された資料によれば、「日本帝国憲法草案」は次 のごとく、ロェスラー草案は井上毅宛に提出された。井上 るのは、『西哲夢物語』 来事は、明治憲法制定史上の最大の謎である。確実にいえ 東屋の盗難から『西哲夢物語』の出版にいたる一連の出 ロェスラー草案であったということだ。既述 の中の「原規」あるいは「日本憲

原規 (Grundbestimmung,

天皇(Vom Kaiser)

国会 (Vom Reichstag)

ことは不可能であっただろう。

国会ノ権利(Von den Rechten des Reichstages)

第四章 und Pflichten, 般ノ権利義務 (Von den allgemeinen Rechter

第五章 (Von der Rechtspflege,

第六章 行政 (Von der Verwaltung

第七章 財政 (Vom Staatshaushalte

補則

(Allgemeine Bestimmungen)

同じ条文であり、もとより第二条以下も同様である。同じ条文であり、もとより第二条以下も同様である。にエスラー起草の「日本帝国憲法草案」であることは明らかだ。「原規」とは憲法の根本規定であり、国家の基本的性格を記した条文のことであって、憲法全体の名称ではないことも確認できる。ロェスラー草案の原規、つまり第一件を記した条文のことであって、憲法全体の名称ではない方ものであった。『西哲夢物語』に収録された「日本憲法原規」の正体が同じ条文であり、もとより第二条以下も同様である。

中国のである。 中のである。 中のである。

かも謎である。だが盗難事件後、起草作業は東屋から海をロェスラー草案の漏洩が、偶発的なものか意図的なもの

較によって、おのずから明らかになると思われる。のか。それは草案原規と大日本帝国憲法との条文構成の比ができないほどに、決定的で最も重要な根本史料であった単なる参考資料であったのか。それとも、今さら軌道修正

はたしてロェスラー草案は漏洩しても影響のないほどの、

四 欧米人の評論

治、 もとに、六月から条文の検討に入ったのである。 に甲案と乙案を伊藤博文に提出した。 年の四月三十日に井上毅に提出され、井上は五月二十三日 に言及したように、ロェスラー草案は明治二十(一八八七) と称される、いずれも井上毅の手になる草案である。 存在したことにも触れないわけにはいかない。 び夏島における憲法起草作業の段階で、他に二つの草案が 口 金子堅太郎、 ェスラー草案についてばかり述べてきたが、 井上毅 の四 人は、これら三種類 伊藤博文、 甲案と乙案 伊東巳代 東屋およ の草案を

要点は、天皇の憲法的位置づけにある。一覧表にまとめて比較したうえで、次のように述べている。清水伸は、ロェスラー草案と井上の甲案・乙案の構成を

を作成したのである。

皇」の大権を条記しているのであるが、「天皇」が首と、フリーの大権を条記しているのであるが、「天皇」が当れている。原規とはドイツ語のがあるいは根定している。原規とはドイツ語のがある。またロエスラー案は、章外の一条を「原規」とよび、日本を世級の君主国とし、皇位そのものを最高の原則として規策の君主国とし、皇位そのものを最高の原則として規策の君主国とし、皇位そのものを最高の原則として規策の君主国とし、皇位そのものを最高の原則として規策の君主国とし、皇位そのものを最高の原則として規策の君主国とし、皇位そのものが、「天皇」がいずれた。フリーの大権を条記しているのであるが、「天皇」がいずれた。フリーの大権を条記しているのであるが、「天皇」が首という意味である。かくして現実の方法が表しているのであるが、「天皇」が首という意味である。かくして現実の方法が表しているのであるが、「天皇」が首というな規定という意味である。かくして現実の方法が表しているのであるが、「天皇」が首という意味である。かくして現実の方法が表しているのであるが、「天皇」が首というない。

章の標題とされたのはこの案が最初であった。 (16)

直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が直接には憲法草案の章立てに関してではあるが、清水が

スラー草案は民権派の手にわたり、例の「原規」で始まるお断定できないにしても、遅くともその時点においてロェめった。このように考えるとき、伊藤博文らが起草作業をあった。このように考えるとき、伊藤博文らが起草作業をあった。このように考えるとき、伊藤博文らが起草作業をあった。このように考えるとき、伊藤博文らが起草作業をあった。このように考えるとき、伊藤博文らが起草作業をあった。そこでまとめられたのが、いわゆる夏島草案でられた。そこでまとめられたのが、いわゆる夏島草案でられた。

十二(一八八九)年二月十一日に憲法が発布されたあと、本稿であらためて叙述するまでもない。ここでは、明治二

文書が『西哲夢物語』として民間に流布する結果になった。

その後の東京における公式の憲法制定過程については

子堅太郎の欧米派遣である。 て書いておきたい。すなわち、『憲法義解』の作成と、金 枢密院議 [長議長の伊藤博文がおこなった二つの事業につい

六月二十八日付で英吉利法律学校から刊行させた。 義解』が出来上がるや、今度は伊東巳代治に英訳を命じ、 的解釈を方向づけたことになる。伊藤博文は、この 筆させ、伊藤の「私書」として国家学会より刊行した。 の実質的起草者であることをみずから宣言し、憲法の公権 月二十四日のことである。これによって、伊藤は欽定憲法 に解説した参考書のことだ。伊藤博文はこれを井上毅に執 (Kommentar) とは、法律条文の意味を逐条的かつ逐語的 『憲法義解』は、明治憲法の公式註解書である。 註解 「憲法 書

明治憲法の完成を海外に紹介するために、この作業を急が た。金子は、次のように回顧している。 堅太郎にもたせて、七月二十一日、欧米に向けて出発させ せた。そして英語版『憲法義解』つまり憲法の英文を金子 のものを英語に翻訳するということである。 『憲法義解』の英訳をするということは、憲法の条文そ 伊藤博文は

之に従事せしめられたれば、 是より先き伊藤議長は、 東巳代治に命じ、 『憲法義解』数十部を携帯し、彼の地到着の後 内閣雇英国人一ヂョーダン」と共に 著書『憲法義解』の英訳を伊 今回余の洋行を機会とし

> 見を徴して帰朝せよと命ぜられた。(18) 欧米の政治家及び憲法学者に一本を贈与し忌憚なき意

藤の配慮があったであろう。かつての憲法取調に、金子は 整ったということである。金子を派遣したについては、 幕末以来の不平等条約を改正するための、 入りが可能となった。これは単なる情緒的な感慨ではない。 の近代憲法によって、明治日本はようやく近代国家の仲間 欧米社会に登場することができたからである。東洋で最 暗中模索の状態であったが、金子は完成した憲法をもって 起させる。だがその様相は大いにちがう。伊藤の渡欧時は 金子堅太郎の洋行は、七年前の伊藤博文の憲法修業を想 外交的条件が

随行しなかったからである。

れに興味深いが、ここではドイツ系の学者に限定して紹介 の外交辞令とは異なり、 ホームズ等々、まことに錚々たる碩学たちである。 く含まれていた。具体的に名前を挙げるならば、グナイス 下院第一副議長」「伊国下院書記局長」「仏国前大蔵大臣 が憲法を携えて訪問した相手には、「米国国務大臣」「墺 英国外務次官」らの政治家だけでなく、著名な学者が多 金子堅太郎の『憲法制定と欧米人の評論』によれば、 イェーリング、シュタイン、ダイシー、スペンサー 学者による明治憲法批評はそれぞ 彼

にせよ、一見冷たい感じを与えるところが、相変わらずグ のグナイスト邸であった。十月中旬のことと思われる。伊藤の憲法修業の経緯からして、当然の礼儀であろう。あい にくグナイストは不在であったが、翌日彼は金子の宿泊先 にくグナイストは不在であったが、翌日彼は金子の宿泊先 を訪れて、伊藤の厚意に謝しつつ、こう語ったという。 を訪れて、伊藤の厚意に謝しつつ、こう語ったという。 を訪れて、伊藤の厚意に謝しつつ、こう語ったという。 が、翌日彼は金子の宿泊先 ないのグナイストは不在であったが、翌日彼は金子の宿泊先 を訪れて、伊藤の厚意に謝しつつ、こう語ったという。 を訪れて、伊藤の厚意に謝しつつ、こう語ったという。

十月二十六日には、ゲッティンゲン大学のイェーリングと面談した。イェーリングは、ローマ法の専攻なので憲法を政治には詳しくないとしながらも、四時間にわたって持続(貴族院)における勅撰議員を政府の味方にすることが院(貴族院)における勅撰議員を政府の味方にすることが院(貴族院)における勅撰議員を政府の味方にすることが院(貴族院)における勅撰議員を政府の味方にすることがにする方を被策であって、下院(衆議院)を牽制するためには上保守的漸進主義であって、反対派の議員を優柔するためには上保守的漸進主義であって、反対派の議員を優柔するためには上には、などと述べている。「或は夜会を催し或は宴会を設けて己れに反対の議員を招き、之と団欒して談笑すると、議会を統御するの第一の方策なり、是れ字国の『ビート月二十六日には、ゲッティンゲン大学のイェーリングと面談した。

日家イェーリングの知られざる一面である。(20)は数日後に手紙を書いて、金子の再度の来訪を促した。親績もあり、とくに学ぶ必要はなかったろう。イェーリング

十一月末のことと思われるが、金子はシュタインにも面 十一月末のことと思われるが、金子はシュタインにも面 十一月末のことと思われるが、金子はシュタインにも面 十一月末のことと思われるが、金子はシュタインにも面 十一月末のことと思われるが、金子はシュタインにも面 大空、現に独逸皇帝は本年の陸軍検閲に於て、字国の歴史 を到らずして何くんぞ皇室の独立と尊厳とを保つことを得 ない、という趣旨であった。前者は、『憲法義解』 のような単なる公権的註釈書では足りない、ということだ のような単なる公権的註釈書では足りない、ということだ のような単なる公権的註釈書では足りない、ということだ のような単なる公権的註釈書では足りない、ということだ のような単なる公権的註釈書では足りない、ということを得 本は尚ほ未だ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚ほ未だ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚は未だ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史 本は尚まだ精確なる歴史の編纂なしと聞く、日本の歴史

ナイストらしい

グナイストとシュタインに共通する根本認識であった。たとの説もある。けれども、歴史なくして憲法なしとは、が憤慨して、それがシュタインの講義を受ける動機になっが憤慨して、それがシュタインの講義を受ける動機になったとき、グナイストの口から発せられたのとまった持論は、伊藤博文が憲法講義を乞うべく初めてグナイスト持論は、伊藤博文が憲法講義を乞うべく初めてグナイスト

少々異なるものの、すでに鹿鳴館やファンシーボールの実

スマル

公の政策なり」。

この点については、

目的は

歴史を知らずして憲法などありえないとのシュタインの

に控えてのことであった。 (一八九三) 年四月初めのことである。 だが彼は、明治二十六(一八九三) 年四月初めのことである。 だが彼は故国のドイツには帰らず、隣国のオーストリアに留まった。 「字国のツには帰らず、隣国のオーストリアに留まった。 「字国のどは帰らず、隣国のオーストリアに留まった。 「字国のどれ、 「本に滞在していた。 彼が日本を去ったのは、明治二十六日本に滞在していた。 彼が日本を去ったのは、明治二十六日本に滞在していた。 彼が日本を去ったのことであった。

に言及している。

紛れのない事実である。

れに附帯する選挙法から議院法を皆やらねばならぬ。 本く政治の事をやつて居る傍らに、憲法の事を調べ 方大概調べ合せて草稿を起したが、十七年からは虚日 テ大概調べ合せて草稿を起したが、十七年からは虚日 テ大概調べ合せて草稿を起したが、十七年からは虚日 方大概調べ合せて草稿を起したが、十七年からは虚日 で、やつて、其傍らに皇室典範もやらねばならず、そ の、やつて、其傍らに皇室典範もやらねばならず、そ の、やつて、其傍らに皇室典範もやらねばならぬ。

精力的にその作業をおこなった。しかし彼らの陰には常に伊藤博文は、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎とともに、う。明治十七(一八八四)年に初代内閣総理大臣となった憲法の制定には、皇室典範など関連法規の制定もともな

ロェスラーがいて、憲法の「草稿」を書いていた。

スラー草案が『西哲夢物語』として民間に流布したことは、まれたか否かは、なお検討の余地がある。けれども、ロェ草案があった。ロェスラー草案が伊東巳代治の枕元から盗案」であった。井上毅の草案の傍らには、このロェスラーこの草稿の集大成こそ、ロェスラーの「日本帝国憲法草

成させたことも、これまた疑いようのない事実だからであ金子堅太郎が、ロェスラー草案に手を加えて明治憲法を完じる必要もない。伊藤博文を先頭に、井上毅、伊東巳代治、ロェスラーが起草した。だとしても、それを隠す必要も恥思い切っていえば、明治憲法の基本はお雇いドイツ人の思い切っていえば、明治憲法の基本はお雇いドイツ人の

注

る。

水書房、二〇〇八年、三頁以下参照。 治憲法――宮武外骨・尾佐竹猛・吉野作造――』御茶の(1) 堅田「伊藤博文の憲法修業」、同『明治文化研究会と明

- 2 第十一卷、岩波書店、一九九五年、三四二頁以下参照。 吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」、
- 3 豊に遺贈された。宮田はこの第二の原本をもとに復刻版 友の佐々木惣一に遺贈され、佐々木の死後は弟子の宮田 文化全集』に収録した。第二の原本は、吉野の死後、 はのちに別の原本を入手し、これに校訂を加えて『明治 古書店で発見した原本は、関東大震災で焼失した。吉野 『西哲夢物語』復刻版、一九七一年、一頁。吉野作造が 親
- $\widehat{4}$ 版では、「憲政篇」は第一巻として再編成されている。 によることは疑いない。なお、『明治文化全集』の戦後 収。直接の校訂者は今中次麿であるが、吉野作造の指示 『明治文化全集』第四巻「憲政篇」、日本評論社、一九二 八年、四三二頁以下、四七七頁以下、四九〇頁以下に所
- 5 有斐閣、一九六〇年、五八四頁参照。 〇六年、六七六頁。稲田正次『明治憲法成立史』上巻、 憲政史大綱』下巻、著作集、第八巻、ゆまに書房、二〇 『伊藤博文伝』(中)、春畝公追頌会編、復刻版、 九七〇年、二九六―二九七頁。他に、尾佐竹猛『日本

6

『伊藤博文秘録』伊藤博邦監修/平塚篤編、

復刻版、

- 尾佐竹、 史概説』中央公論社、 らがな書きに改めた。稲田、前掲書、上巻、五六九頁参 書房、一九八二年、二九二頁。原文のカタカナ書きをひ 前掲書、下巻、六七一頁。鈴木安蔵『日本憲法 一九四一年、三三三頁。同 『評伝
- 7 8 J・ジーメス『日本国家の近代化とロェスラー』本間英 ·藤博文』昭和刊行会、 一九四四年、一九〇頁参照。

- Staates und das deutsche Recht, Der Beitrag Hermann Siemes, Die Gründung des modernen japanischen Roeslers, Berlin, 1975, S.62 社、 一九七〇年、 一〇八頁。 Johannes
- 吉野『閑談の閑談』書物展望社、一九三三年、二四六― 一四七頁。

9

10

- 概説』中央公論社、一九四一年、三四一 『伊藤博文伝』(中)、三〇五頁。 鈴木安蔵 頁参照。 『日本憲法史
- 11 堅田「明治二十年のファンシーボール」、 研究会と明治憲法』三三頁以下参照。 同『明治文化
- 12 社、一九二八年、五六—五七頁。『伊藤博文秘録 金子堅太郎「憲法発布まで」、『その頃を語る』朝日新聞 前掲書、下巻、七二五—七二六頁参照。 ─一○○頁にも同様の金子談話がある。他に、尾佐竹。 九九
- 13 大学出版会、一九八三年、四頁以下。「ロエスレル起草 学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第六、東京 日本帝国憲法草案」、同書、一六頁以下。 「ロエスレル起草日本国憲法草案独逸文原本」、国学院大
- 15 14 四八頁。この点につき、有賀貞夫『星亨』朝日新聞社 伊藤博文宛伊東巳代治書簡、 『近代日本法制史料集』第六、二六頁(編者注記) 一九八三年、一三一頁。川口曉弘 『伊藤博文関係文書』二、塙書房、一九七四年、 明治二十年八月二十一日付 『明治憲法欽定史』北 参照
- 伊藤博文『憲法義解』岩波文庫、一九四〇年、一八二頁、 清水伸『明治憲法制定史(中)— 憲法原案の起草 —』原書房一九七四年、 -伊藤博文による明 一七九頁。

海道大学出版会、二〇〇七年、二五〇頁参照。

17

16

- 18 九三七年、一九八頁。 金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』日本青年館、 一八四頁 (宮沢俊義による解題)。
- 同書、 同書、二〇四頁。

19

- 21 20 金子、前掲書、二一七—二一九頁。 大橋乙羽筆記「侯爵伊藤博文君」、太陽臨時増刊 ティンゲンのイェーリング――二つの博士号をめぐって ビスマルク、および日本との関係につき、 ——」『獨協法学』第六四号、二〇〇四年、一頁以下参照。 二〇五頁以下、とくに二一一頁。イェーリングと 堅田「ゲッ 『明治
- (獨協大学教授

十二傑』博文館、一八九九年、三九頁。